

# ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業(県内版)事務取扱要領

制定 平成31年4月1日 林産-176

## 第1 趣旨

この要領は、ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業（以下「住まいづくり促進事業」という。）を、秋田県内を対象として行う場合の取扱事務について定めるものである。

## 第2 事業実施主体

この事務取扱要領における住まいづくり促進事業の実施主体は、別に定める「ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業実施要領（県内版）」及び「県産材の利用に関する協定締結要領」により定めるものとする。

## 第3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

### (1) 県産材

秋田県内（以下「県内」という。）の森林から生産された原木又は県内の森林を中心として生産された原木<sup>(注1)</sup>（広葉樹にあつては、輸入された原木及び一次加工品<sup>(注2)</sup>を含む。）を県内で製材・加工した木材製品

注1：県内の森林を中心として生産された原木とは、隣県（青森県・岩手県・宮城県・山形県）で生産された原木（丸太）をいう。

注2：広葉樹にあつては、輸入された原木及び一次加工品とは、主に高次加工用（フローリング等）の原料として輸入した原木及び製材品等をいう。

### (2) 県産構造材

県産材の構造材とは、大引き、柱（通し柱及び管柱）、梁及び桁（胴差しを含む。）、束、棟木（隅木、谷木を含む。）及び母屋、垂木、根太、筋かい、間柱、窓まぐさ、窓台並びに構造材の用途に供する合板をいう。なお、主要な構造材とは、柱（通し柱及び管柱）、梁及び桁（胴差しを含む。）並びに構造材の用途に供する合板でいい、別表1に掲げる製品を使用するものとする。

### (3) 県産下地材等

県産材で、県産構造材以外の住宅部材（ただし、内装材及び建具を除く。）をいう。

### (4) 県産内装材

県産材で、かつ住宅における内装材として使用されている製品をいう。

### (5) 県産木製品

県内に製造拠点を有する業者が県内で生産した県産材を用いた木製品をいう。

### (6) 工務店グループ等

積極的に県産材を使用した住宅を建築しようとする工務店等が組織し、年間20戸以上の木造住宅を建設するグループ、または1者でこれを満たす工務店等

### (7) 事務委託団体

県と事務委託契約を結び、当該事業における工務店グループ等が提出する申請書等の内容確認及び取りまとめを行う団体

### (8) 秋田らしい「木づかい」

工務店グループ等が自ら提案し、グループ共通の仕様として取り組む構造材以外での県産木製品の利用をいい、内容を県が審査し適否を判断するものとする。

別表3に例示。

## 第4 交付の対象

交付の対象となる件数は、「ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業実施要領（県内版）」様式第1号に記載された事業計画を県が調整した上で、工務店グ

ループ等に割り当てるものとする。

- 2 事業実施年度の4月1日から同年度の1月31日までに、条件を満たした工務店グループ等の構成員は、工務店グループ等に対し助成金の交付を申請できるものとする。
- 3 助成金の交付を申請することができる者は、第3(6)に掲げる条件に合致する者とする。

## 第5 交付の条件

第4に示すこの事業の対象となる交付条件は、次のとおりとする。

住宅の新築に県産構造材及び県産下地材等を利用した場合であって、次の①から⑤のすべての条件を満たしたとき。

- ① 県内で建築した新築木造住宅等であること。
- ② 県産構造材及び県産下地材等について、別表2に掲げる基準の利用率を満たしていること。
- ③ 秋田らしい「木づかい」については、別表3に掲げる構造材等以外での県産木製品の利用が実施されていること。
- ④ 完成年月日<sup>(注)</sup>が事業実施年度の4月1日から同年度の1月31日までであること。

注：完成年月日とは、検査済証の交付年月日とする。住宅購入の場合は、検査済証の交付年月日、又は住宅購入年月日のいずれか遅い年月日とする。

- ⑤ 申請者は、必要に応じて、県の現地確認や住宅の情報提供依頼等に協力するものであること。

## 第6 助成金の額等

この事業における助成金の額は、次のとおりとする。

- ①あきたの住まいづくり促進事業 新築住宅1戸当たり定額15万円
- ②あきたの住まいPR等活動事業 1工務店グループ等当たり定額上限50万円

## 第7 助成金の交付

助成金の交付を受ける場合は、第5の条件を満たした場合において、助成金交付申請書(取扱要領 様式第1号)に必要事項を記載し、取扱要領 別表4に定める書類を添付の上、工務店グループ等に提出するものとする。

- 2 工務店グループの事務局は、概算払依頼書(取扱要領 様式第5号)に概算払金請求内訳書(事務取扱 様式第5号-1)、助成金交付申請書総括表(事務取扱 様式第5号-2)を添付し、事務委託団体へ提出し内容確認を受けるものとする。
- 3 事務委託団体への申請は、月毎に取りまとめて行うものとし、翌月15日を期限とする。
- 4 事務委託団体は、工務店グループ等から提出された申請内容を確認し、内容確認報告書(取扱要領 様式第6号、6号-1、6号-2)により速やかに県に報告するものとする。
- 5 県は前項の規定による報告を受けた後、内容を審査し工務店グループ等へ助成金を交付(概算払)するものとする。
- 6 事業を完了する場合は、「ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業実施要領(県内版)」に基づく実績報告書を事務委託団体へ提出し、内容確認を受けることとする。
- 7 県は、必要に応じて現地調査ができるものとし、この場合においては、助成金の申請者は、当該現地調査に協力しなければならない。

## 第8 事務委託団体による事務の執行

事務委託団体は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 助成金の申請があった時は、別に定めるチェックリスト(取扱要領 様式第6号-1)により内容を確認し、結果を(取扱要領 様式第6号-2により)取りまと

- め、県に報告するものとする。(取扱要領 様式第6号)
- (2) 提出された書類等に不備があった場合は、工務店グループ等及び構成員に対し、指導をする。
  - (3) 県と共に、当該事業を広く周知するための広報活動に努める。
  - (4) 工務店グループ等が「県産材の利用に関する協定締結要領」に基づき県内木材加工事業者等と協定を締結する場合は、必要に応じ指導や助言を行うものとする。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、この事業に係る事務の円滑な執行に必要な事項を行うものとする。

## 第9 個人情報の保護

事務委託団体は、この事業の実施に伴い取得した個人情報を、事業の目的以外には利用しないこととする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表1（第3（2）関係 定義）

1	乾燥秋田スギ認証製品
2	JAS人工乾燥構造用製材品
3	JAS構造用集成材
4	JAS構造用合板
5	国土交通大臣認定等を取得した製品

※認証の無いものについては、構造材の対象としない。

※大引、束、棟木（隅木、谷木を含む）及び母屋、垂木、根太、筋かい、間柱、窓まぐさ、窓台にあつては、上記製品を使用するよう努めるものとする。

## 別表2（第5の③関係 交付の条件）

県産構造材及び県産下地材等の基準の利用率は、以下の式により算定するものとする。

（算定式）

$$\frac{\text{構造材及び下地材への県産材利用量（m}^3\text{）}}{\text{延べ床面積（m}^2\text{）} \times 0.16 \text{（m}^3\text{/m}^2\text{）}} \geq 60\%$$

## 別表3（第3の（8）関係 交付の条件）

秋田らしい「木づかい」については、工務店グループ等が自ら提案し、グループ共通の仕様として実施する、次に例示する取組とする。

例1）住宅の性能や品質の確保に関する取組

- ・主要構造材以外での乾燥秋田スギ認証製品、JAS製品等の利用

例2）内装、造作、建具等への県産材利用

例3）木製品、木質資源の多角的利用（薪・ペレットストーブの設置など）等

## 別表4（第7の1関係 助成金の交付）

助成金交付申請書（様式第1号）に添付する書類は次のとおりとする。

①	県産材製品納品明細書（様式第2号）
②	県産材製品納品証明書（様式第3号）
③	状況写真 ・構造材及び下地材での県産材製品の利用状況（様式第4号-1） ・秋田らしい木づかいの実施状況（様式第4号-2）
④	工事請負契約書の写し
⑤	工事完成を証明する書類
⑥	その他（県が必要と認める書類）